

結果まとめ（詳細版）

クリーンウッド法に基づく木材調達にあたっての合法性確認の実態アンケート（第2回）

2021年5月21日公表 (2021年12月6日一部修正)

フェアウッド・パートナーズ

(地球・人間環境フォーラム/国際環境 NGO FoE Japan)

1. はじめに

フェアウッド・パートナーズでは、世界の森林保全に貢献するために、伐採地やその流通加工工程で環境・社会に大きな負荷がかからない持続可能な木材調達を日本で広める活動を2002年より展開しています。その活動の一環として、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」の実施状況に注目し、国等への提言活動や事業者向けの情報提供を行っています。

クリーンウッド法は木材を取り扱う事業者に合法性確認、いわゆるデューディリジェンス（DD）を求めることで合法性の確認された木材の利用促進を図るものです。木材の輸入や輸出、または国産丸太調達を行う事業者を第一種木材関連事業者（以下、第一種事業者）、木材の加工、製造、販売を行う事業者を第二種木材関連事業者と分類し、第一種事業者には、より詳細なDDの実施が求められています。この法の効果を最大限に高めていくためには、第一種事業者による適切なDD実施がカギとなるため、登録した第一種事業者を対象に、法に基づく合法性確認の実態把握をすべく、2019年に引き続き、合法性確認に関する実態アンケートを実施しました¹。

2. 調査概要

○調査期間：2020年9月30日～2021年1月21日

○調査方法：クリーンウッド法に基づき事業者登録をした第一種事業者 442187 社（2020年5月30日現在）に対し、郵送またはウェブページ上での回答方法によるアンケート調査を行った。さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に個別メールおよび電話により聞き取り調査を行った。

○有効回答数：72（回収率 38.516.3%）

3. 分析

(1) 回答事業者の概要

事業者の規模（従業員数）

従業員数については、10人以下の事業者から、1,001人以上の事業者まで幅広い回答がみられた。

中小企業基本法における中小企業の定義²に基づき、従業員数が300人以下と、100人以下の事業者の割合をみたところ、前者が55事業者（76.4%）、後者が45事業者（62.5%）と中小規模の事業者が3分の2程度からそれ以上の割合を示していた。なお商社はこのうち、21～50人に1社、51～100人に1社、101～300人に1社、1,001～10,000人に5社と、規模が大きい事業者が多い。

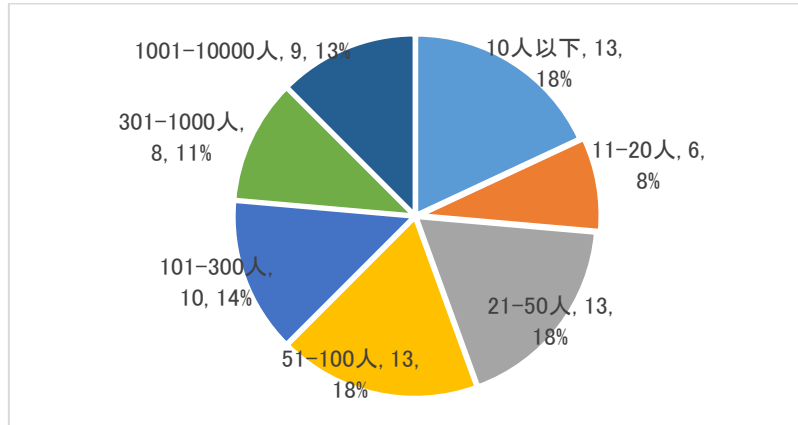
¹ 前回のアンケート結果（2019年12月5日公表）は https://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2019/190718_pr_questionnaire.htm

1

² 「製造その他」：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。

「卸売業」：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

グラフ1: 回答事業者の従業員数別 (N=72)



第一種事業として行っている内容 (問 1-1)

国産材、輸入材³ともに、多種類の製品を扱う事業者から回答が得られた。

表 1: 第一種事業者として行っている事業

	第一種事業者として行っている事業	回答事業者数 (N=71、複数回答可) ()内は回答者数に占める割合
1	国産の丸太の販売	34 (47.9%)
2	国産丸太の加工・販売・輸出等	35 (49.3%)
	製材	25
	合板	5
	単板	2
	集成材	5
	単板積層材 (LVL)	1
	フローリング	3
	家具	1
	燃料用チップ・ペレット	5
	紙・パルプ・製紙用チップ	9
	その他	2
3	丸太の輸入	9 (12.7%)
4	木材製品の輸入	39 (54.9%)
	製材	27
	合板	13
	単板	12
	集成材	16
	単板積層材 (LVL)	10
	フローリング	13
	家具	1
	燃料用チップ・ペレット	5
	紙・パルプ・製紙用チップ	7

回答事業者の輸入材・国産材取扱量 (問 2-4)

回答事業者 (有効回答数 64 事業者⁴) が 2019 年度に取り扱った木材総量の輸入材・国産材の比率は、77.6 : 22.4 であった。これを、日本の輸入材・国産材供給量比率 (2018 年度、令和元年度森林・林業白書)、

³ 事業者に配布したアンケート票では「海外産材」と表記していたものを「輸入材」に変更した。

⁴ 回答事業者のうち、取扱量無記入の事業者および個で回答した事業者を除く 64 事業者。

63.4 : 36.6 と比べると、輸入材取扱量の比率が多い。

表 2: 第一種事業者として取り扱った木材(2019 年度)による回答事業者の分類

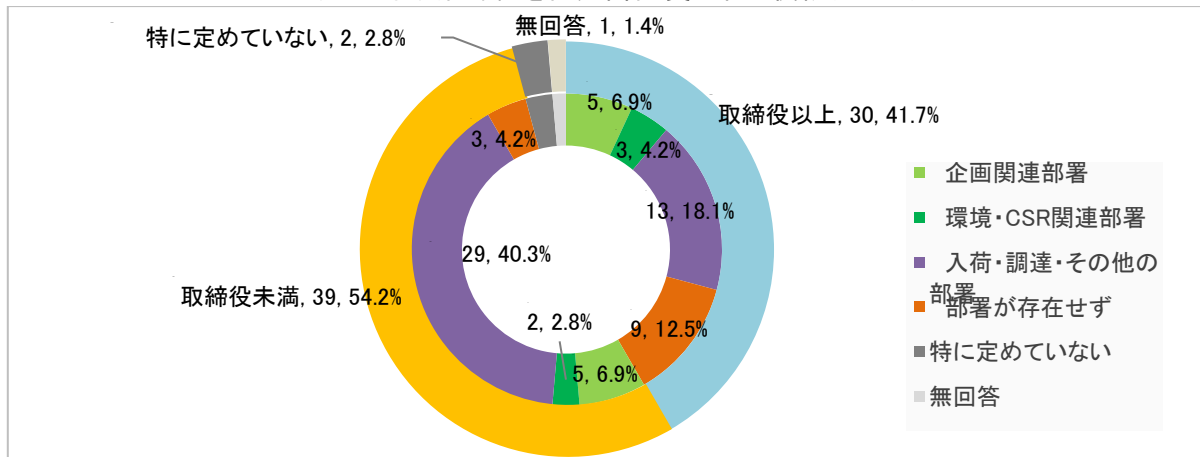
	事業者数
輸入材のみを取り扱った事業者	21
輸入材・国産材の両方を取り扱った事業者	18
国産材のみを取り扱った事業者	33

(2) 合法性確認を行う責任者の役職とその部署 (問 1-2)

合法性確認を行う責任者の役職が取締役以上であるとの回答は 30 事業者 (41.7%)、取締役未満であるとの回答が 39 事業者 (54.2%)、特に定めていないとの回答が 2 事業者 (2.8%) となっていた。取締役未満との回答が半数以上を占めるが、前回のアンケートでは取締役未満が 70.8%であったのに比較して、今回は大幅に減少している。これは、合法性確認を行うことの重要性が、組織内で広まっていることによる可能性がある。

合法性確認を行う部署については、「入荷・調達・その他の部門」が最も多く、42 事業者 (58.3%) を占めた。次いで「企画関連部署」10 事業者 (13.9%) が多く、「環境・CSR 関連部署」5 事業者 (6.9%) がそれに続いた。組織の意思決定部門と直結する企画関連部署が合法性確認を行っている事業者は、合法木材の取り扱いを全社的課題と位置付けているものと考えられる。なお、「部署が存在しない」と回答した 12 事業者のうち、代表者が責任者となっている場合が 9 事業者、現場担当者が責任者となっている場合は 3 事業者であった。この 9 事業者と、企画関連部署が責任部署である 10 事業者を合わせた 19 事業者 (26.4%) は、意思決定者あるいは意思決定部署が合法性確認を行っていると考えられる。

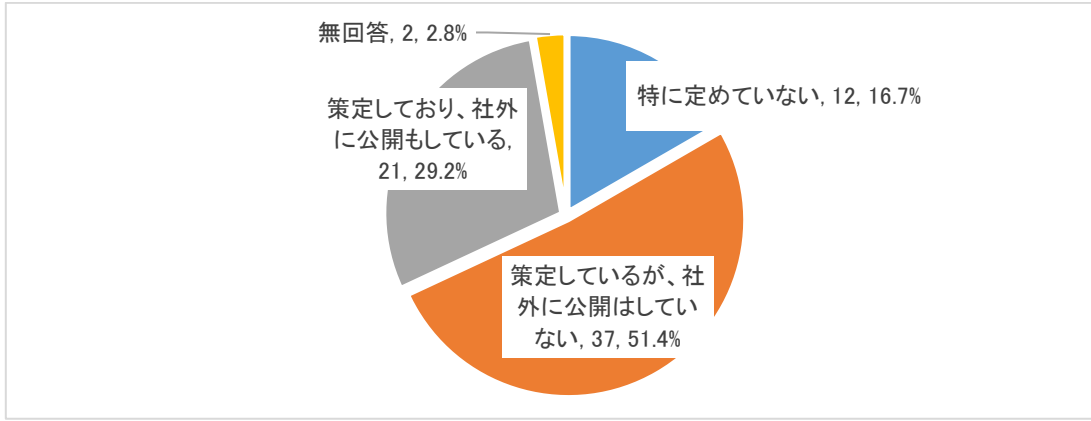
グラフ 2: 合法性確認を行う部署と責任者の役職 (N=72)



(3) 調達方針・行動規範の有無と公開状況 (問 1-3)

調達方針・行動規範を策定している事業者は、「策定しており、社外に公開もしている」(29.2%)、「策定しているが社外に公開はしていない」(51.4%)を合わせて 58 事業者 (80.6%) に上り、前回のアンケート (81.6%) とほぼ同様の結果となった。なお、公開していてもウェブサイト以外で公開しているものや、ウェブサイトでの公開の場合も検索が容易ではない場合もみられた。そのため、公開されているとは言えるものの、一般への周知にはつながっていない可能性がある。

グラフ 3: 調達方針・行動規範の有無と公開状況 (N=72)



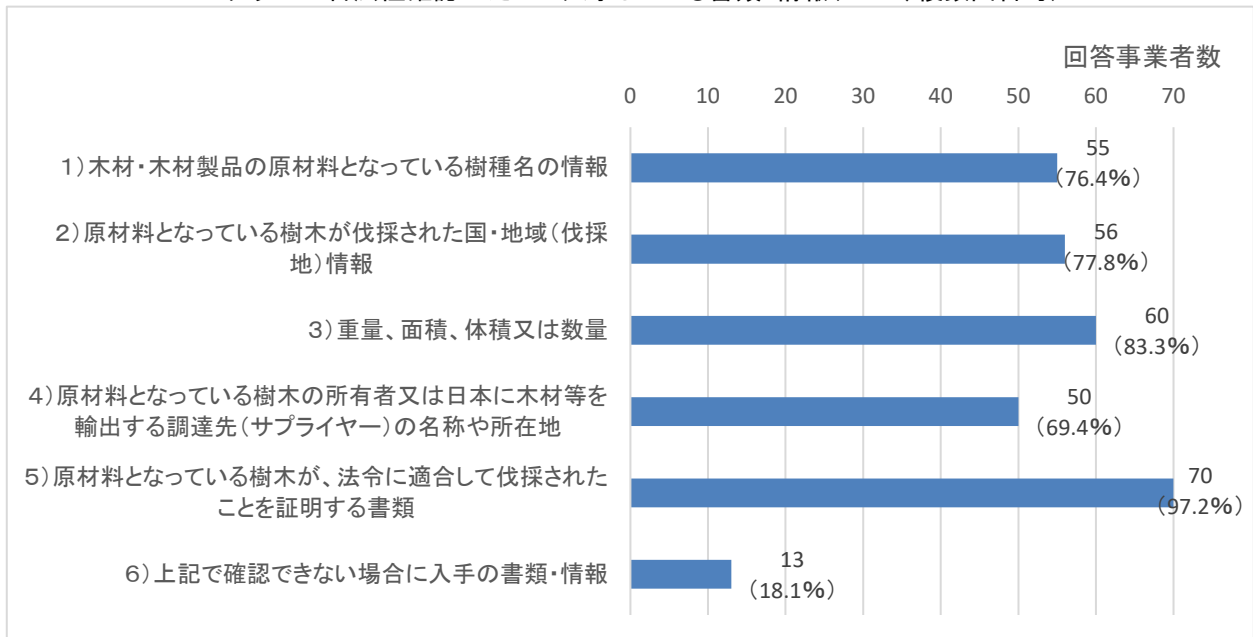
(4) 合法性確認措置 (問 2-1)

合法性確認措置の具体的な内容 (問 2-1)

合法性確認措置の具体的な内容のうち、設問項目 1~5 の情報は、第一種事業者として入手が求められている。これら 5 つの項目のうち、「関連書類の入手」(項目 5) については 70 事業者 (97.2%) が採用していたが、項目 1~4 については、69.4% から 83.3% の採用にとどまっていた。項目 1~4 の方法を採用していない事業者のなかには、取り扱っている樹種や製品が限定されており、情報を入手する必要がないとの理由から、採用していない可能性も考えられるが、そうした可能性を勘案しても、この比率は低い。なお、前回のアンケートでは同じ項目 1~4 について、73.5~80.0% の採用であり、それほど変化はない。

また、クリーンウッド法では、項目 1~5 の入手によって合法性確認ができなかった場合に追加で書類・情報を入手する (項目 6) ことが求められているが、そうした書類を入手していると回答したのは 13 事業者にとどまった。ただし、書類によらない合法性確認・担保の方法 (問 2-2 の設問項目 2 以下) や、違法リスク関連情報 (問 2-3) の入手状況については、項目によっては 13 事業者より多い事業者が採用していた。

グラフ 4: 合法性確認のために入手している書類・情報 (N=72、複数回答可)



入手している書類・情報（問 2-1 の項目 5・6）

第一種事業者として入手が求められている「関連書類」および、「関連書類によっても合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報」の詳細を、国産材と輸入材に分けて以下に整理した⁵。

表 3: 入手している書類・情報(国産材の場合)

	書類・情報の内容	回答事業者数
第一種事業者として必要な合法性確認のために入手している書類		
1	伐採届(適合通知書を含む)	21
2	業界団体認定書	24
3	合法性証明書(納品書等への記載を含む)	49
4	県産材証明書	19
5	その他の製品証明書(すべて森林認証材証明書)	4
6	その他(森林経営計画認定書(当該箇所の明細含む)、保安林伐採許可通知、林地開発許可、所有者による証明)	1
上記の書類によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報 ⁶		
	売買契約書の写し	1
	林地開発許可書の写し	1
	納入業者に聞く	1
	造材証明書への合法木材事業者認定の表示	1
	地番の情報	2

輸入材取扱事業者が入手している合法性確認書類としては、「合法性証明書」が 30 件と最も多く、「調達先の第三者認証取得を示す書類」21 件、「原産地証明書」17 件が続いた(表 4)。なお、森林認証制度の CoC 認証を取得していることを示す証明書は該当組織が認証されたものとされていないものを分別管理できる能力があることを示しているにすぎず、取引された製品等が合法であることを示すことにはならない。

表 4: 入手している書類・情報(輸入材の場合)

	書類・情報の内容	回答事業者数
第一種事業者として必要な合法性確認のために入手している書類		
1	合法性証明書	30
2	調達先の第三者認証取得を示す書類	21
3	原産地証明書	17
4	輸出許可証	11
5	伐採許可証	9
6	輸送許可証	7
7	原産国業界団体等が独自作成の証明書	6
8	調達先のトレーサビリティシステム導入を示す書類	4
9	業界団体による監査報告書	3
10	その他	0
上記の書類によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報 ⁷		
	輸送許可証(中国)	1
	サプライヤー訪問、トレーサビリティの聞き取り	1
	木材調達方針によるアンケート調査やヒアリング、必要に応じて現地詳細 DD	3

⁵ 項目 6 (項目 1~5 によって合法性が確認できないと判断した場合に、入手している書類・情報) については、より特徴をわかりやすくとらえるため、国産材のみ取扱事業者と、輸入材のみ取扱事業者についてのみ取り上げた(合計 11 事業者)。

⁶ 国産材のみ取扱事業者に限定してリストアップしている。

⁷ 輸入材のみ取扱事業者に限定してリストアップしている。

入手書類に関して、具体的に国名が記述されていた回答については表5のように整理された。

表5: 入手書類(輸入材のうち国名が記述されている回答)

国名	合法性証明書	伐採許可証	輸出許可証	輸送許可証	国別合計
中国	1	5		3	9
ロシア	1	2	1	2	6
ベトナム	1	3			4
マレーシア	4	1	4	2	11
インドネシア	9	1	1	1	12
ミャンマー	1		1		2
タイ	1				1
PNG		1			1
ニュージーランド	1				1
米国	2	1			3
カナダ	5	1	2		8
ブラジル	1	1		1	3
フィンランド	2				2
ドイツ	1				1
オーストリア	2				2
合計	30	13	8	7	

各国の関連書類の入手状況等の詳細についてみると、ロシアや中国等の木材生産国において合法性証明書の入手が困難な地域では、伐採許可証や輸送許可証（中国でのポプラの植林木の証明書として使用等）等の書類を取得している例が大手事業者を中心にみられ、さらにこれらの事業者は、調達先の第三者認証も同時に確認する傾向にあった。

熱帯材産出国のうち、入手書類の記入が多いのはインドネシア、マレーシア、ベトナムであり、これらの国から輸入している事業者の特徴は以下のとおりである。インドネシアは「合法性証明書」の入手が10事業者中10事業者だった。これはインドネシアにはEU（欧州連合）にも承認された TLAS/SVLK 制度があるためと考えられる。マレーシアの場合は「合法証明書」と「輸出許可証」とがそれぞれ4事業者ずつであった。マレーシアにおいては輸出許可証の裏面への政府当局の押印とサインが「合法証明」になるため、合法証明書と同一のものと解釈でき、したがって、「合法証明書」がほとんどを占めるといえる。ベトナムは記載のあった4事業者のうち3事業者が「伐採許可証」であった。これはベトナム国内にインドネシアやマレーシアに見られるような包括的な合法性証明システムが存在しておらず、かつ輸出許可証等の信頼性についても NGO 等から様々な指摘があることから、伐採段階まで遡って書類を入手・確認しているものと考えられる。

(5) 合法性確認または合法性担保の方法（問2-2、2-3）

入手した書類・情報の信頼性や妥当性の判断方法

合法性の確認・担保の方法として、(直前の調達先から)書類等を入手のみの事業者(問2-2項目1のみを選択した事業者)と、書類等の入手以外にも合法性確認を行っている事業者(項目1~7の複数の項目を選択している事業者)に分けて、それぞれの特徴をみた。項目1のみを選択していた事業者は36事業者(50.0%)、複数項目を選択していた事業者は36事業者と、回答事業者の半々を占めていた(表6)。

表 6: 合法性の確認・担保の方法(輸入材・国産材取扱別)

	回答した 72 事業者	輸入材のみ取扱の 21 事業者(うち問 2-3 回答あり)	輸入材・国産材取扱の 18 事業者(うち問 2-3 回答あり)	国産材のみ取扱の 33 事業者(うち問 2-3 回答あり)
問 2-2 項目1のみ選択	36	6(6)	9(9)	21(18)
問 2-2 複数選択	36	15(14)	9(9)	12(7)

書類等を入手することで合法性確認を行ったとしている事業者の特徴

まず、問 2-2 項目 1 のみを選択した 36 事業者が取り扱った木材が輸入材のみか、国産材のみか、両方かの 3 分類のうちどの分類に属しているのかをみた。その結果、この 36 事業者のうち、輸入材のみを扱っている事業者は 6、輸入材・国産材を取り扱っていた事業者は 9、国産材のみ取扱事業者は 21 となっていた(表 6)。このように直前の調達先から書類等を入手すれば合法性確認を行ったことになる(その他の方法による合法性確認は必要ない)との考え方は、国産材を扱っている事業者に多いが、輸入材を扱っている事業者(「輸入材のみ取扱事業者」と「輸入材・国産材取扱事業者」の合計)にも 15 事業者にみられた。この 15 事業者は、全回答事業者 72 のうちの 20.8%、輸入材取扱事業者総数 39 のうちの 38.5%に相当し、一定程度存在していることが分かった。

次に、輸入材を扱っているこれらの 15 事業者の問 2-3 「入手書類の信頼性や妥当性の判断」の採用状況についてみたところ、15 事業者すべてがなんらかの項目を採用していた(表 6 ()内)。つまり、輸入材を扱っていて、書類等入手のみで合法性確認をおこなった 15 事業者も、入手した書類の信頼性や妥当性をなんらかの方法で判断していた。

しかしながら、入手書類等の信頼性・妥当性の判断方法としては(問 2-3)、これら 15 事業者のうち 13 事業者(86.7%)が以下の特定の方法を採用していた。すなわち、項目 2 「調達先のリスク情報」のみ(5 事業者)、項目 5 「法令の確認」のみ(5 事業者)、項目 1 「樹種リスク」のみ(1 事業者)、項目 2 と項目 5 のみ(2 事業者)、との方法であった(表 7)。以上から、書類等入手のみで合法性確認を行っている輸入材取扱事業者の多くが、その信頼性・妥当性の判断については、調達先に関するリスク情報か、法令の確認を行うのみにとどまっており、「CPI(汚職腐敗指数)や世界ガバナンス指標」や「伐採地の違法リスク情報」までは考慮していなかった。

表 7: 「問 2-2 項目 1 のみ選択 × 海外産取扱事業者」(計 15 事業者)が採用している、入手書類の信頼性・妥当性の判断方法(問 2-3)

	輸入材のみ取扱(6)	輸入材・国産材取扱(9)	合計
項目 1「樹種リスク」のみ	0	1	1
項目 2「調達先のリスク情報」のみ	2	3	5
項目 5「法令の確認」のみ	2	3	5
項目 2 と項目 5 のみ	1	1	2
その他	1	1	2

なお、これら 15 事業者の従業員数をみたところ、100 人を超える従業員数を擁する事業者が 9 事業者(60.0%)と半数以上を占めており、比較的規模の大きな事業者となっていた。

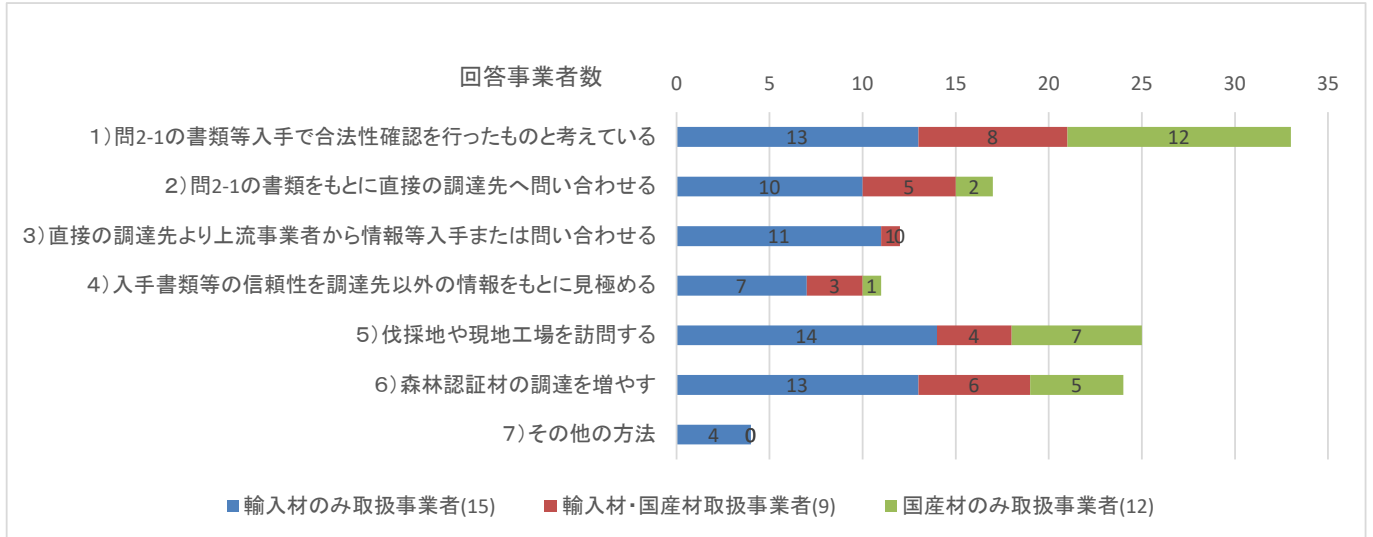
合法性確認のために書類等の入手以外の方法を採用している事業者の特徴

次に、合法性の確認・担保の方法として問 2-2 項目 1~7 について複数採用していた 36 事業者が取り扱った木材の、輸入材・国産材の区別をみた。その結果、36 事業者のうち、輸入材のみを扱っている事業者は 15、輸入材・国産材取扱事業者は 9、国産材のみは 12 事業者となっていた(表 6)。すなわち**合法性確認・担保**

のために複数の方法を採用している事業者は、輸入材取扱事業者では 24 事業者にみられた。この 24 事業者は、全回答事業者 72 のうちの 33.3%、輸入材取扱事業者総数 39 のうちの 61.5%に相当していた。

項目 2～7 各項目の採用状況をみると、輸入材のみ取扱事業者は各項目で一様に採用が多いことが分かる(グラフ 5)。

グラフ 5: 複数項目回答事業者による合法性確認・担保方法(N=36、複数回答可)



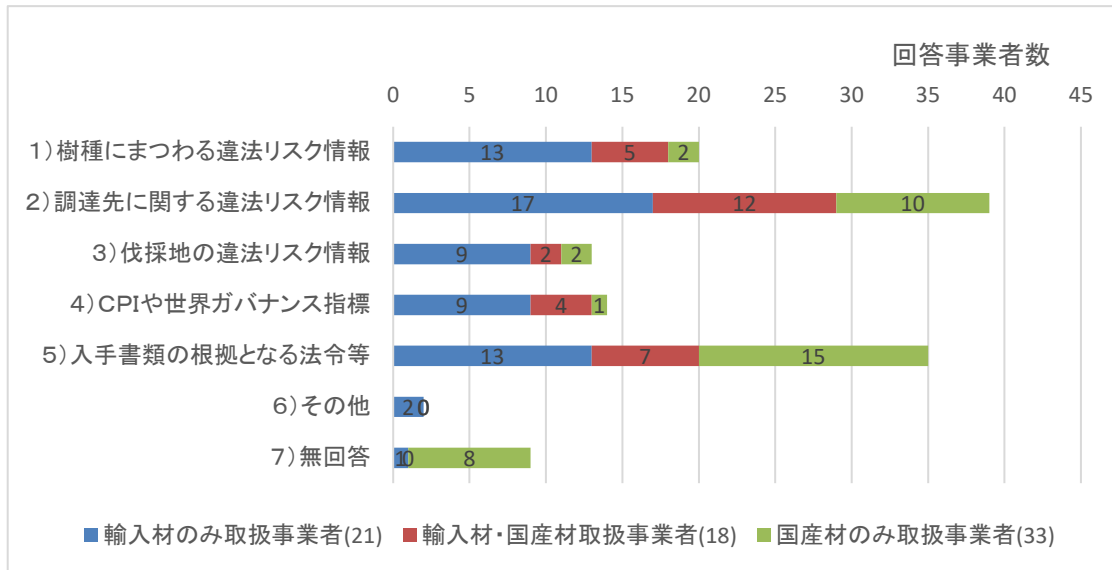
取扱木材の3分類中、いずれの分類の事業者も、項目 5「伐採地や現地工場を訪問する」、項目 6「森林認証材の調達を増やす」が多いとはいうものの、輸入材のみ取扱事業者の項目 5、項目 6 の採用率は非常に高くなっていった。具体的には、項目 5 を採用している輸入材のみ取扱事業者は、15 事業者のうち 14 事業者(93.3%)であった。そして、項目 6 を採用している輸入材のみ取扱事業者は 13 事業者(86.7%)に達していた。合法性確認・担保法として、書類等入手のみでなく複数の方法を採用している輸入材取扱事業者の多くが、なかでも現地訪問や森林認証材調達増加を重視していることが分かる。

なお、現地訪問する(項目 5)にはとくに時間とコストがかかる。輸入材のみ取扱事業者のなかでこの項目 5 を採用している 14 事業者を従業員数で分類すると、1,001 人以上が 6 事業者(うち 4 事業者が商社)、51~100 人と 10 人以下がそれぞれ 3 事業者、301~1,000 人が 1 事業者、11~20 人が 1 事業者となっていた。

入手書類・情報の信頼性・妥当性の判断

入手した書類・情報の信頼性や妥当性の判断(リスク評価)(問 2-3)についてたずねたところ、項目 1~6 のうちのひとつまたは複数に回答した事業者が 63 事業者、無回答の事業者が 9 事業者であった。また、63 事業者のなかで輸入材のみを扱う事業者に絞ると、項目 1~6 のいずれの項目も採用が多くなっていった(グラフ 6)。つまり複数の方法でリスク評価を行っていることが分かった。なお、無回答の 9 事業者は、入手書類・情報の信頼性や妥当性の判断は行っていない可能性が高いが、これら 9 事業者のうち、輸入材取扱事業者は 1 事業者のみであった(グラフ 6)。

グラフ 6: 書類・情報の信頼性・妥当性の判断材料 (N=72、複数回答可)



次に違法リスクに関わる情報として多く選択されている項目をみると、項目 2「調達先に関する違法リスク情報」による判断、および項目 5「入手した書類がどの法令に基づき発行されたのか、または入手した書類がカバーする法令の範囲を確認して」判断が、それぞれ 39 事業者 (問 2-3 に回答した 63 事業者のうちの 61.9%)、35 事業者 (同 55.6%) と、他の項目を引き離して多くなっていた (グラフ 6)。すなわち、**調達先の情報から判断する、および法令から判断する**との方法が多く、「CPI (汚職腐敗指数) や世界ガバナンス指標」や「伐採地の違法リスク情報」までは考慮していないという傾向がここでも確認された。

ただし、輸入材のみ取り扱った 21 事業者に絞って、この設問の選択状況をみたところ、項目 2 と項目 5 の選択が突出しているという状況はみられず、いずれの項目も一様に選択していた。とはいえものの、そのなかでも項目 2「調達先に関する違法リスク情報」を選択した事業者は多く、17 事業者 (輸入材のみ取扱事業者のうちの 81.0%) にのぼった。輸入材のみ取扱事業者は、入手した書類・情報の信頼性・妥当性について、さまざまなリスク情報を組み合わせて判断する傾向が強いことが分かった。

ところで、輸入材取扱事業者のなかに、伐採国政府の管理下にある材であることを理由に、(現地訪問を行ってはいないものの) 問 2-1 項目 1~5 の情報収集で十分であり、入手書類の信頼性判断は行っていない (問 2-3 無回答) とする事例が 1 例みられた。

他方で、木材チップを扱う事業者のなかには、FSC-CW 材⁸のみ輸入し、売買契約書に違法伐採禁止事項を記載し、全ての取引先にインボイスへの FSC 認証番号記載を要請する等、厳しい対応を行っているとの回答もあり (問 2-1 自由記入)、これらの対応は、製品納入先からの要請によるものと推測される。また、合法性確認および入手書類・情報の信頼性判断に際し、複数の NGO 等の情報・アドバイスを入手している事業者もみられた (問 2-2、問 2-3 自由記入)。具体的には、FSC 認証制度のセントライズド・ナショナル リスクアセスメント (CNRA) や、土地管理とビジネス慣行の分野で活動している NPO、Preferred by Nature (旧 NEPCon) の木材合法リスクアセスメント (Timber Legality Risk Assessment) からのアドバイスを参考にしていた。

⁸ CW 材 (Controlled Wood/管理木材) とは、FSC 認証製品に混入させる／使用できる非認証材において、FSC が受け入れることのできない／禁止している基準に抵触していない、あるいは抵触している可能性が低いと確認された木材のこと。詳しくは、FSC JAPAN ウェブサイト参照。https://jp.fsc.org/jp-jp/2-new/2-1/2-1-3

以上から、事業者によって合法性確認やリスク評価の方法に幅があることが分かった。

(6) 合法性確認したもの／確認に至らなかったもの（問 2-5、2-6、2-7、2-8）

合法に至らなかった理由・対応法

合法性確認したものと確認に至らなかったものの量を回答した事業者は 65 事業者であった。無回答であった 7 事業者のうち、少なくとも 1 事業者は組織として量を把握していなかった。

国産材（問 2-5、2-6）

国産材取扱事業者（51 事業者）のうち、取り扱った丸太すべてについて合法性確認したのは 41 事業者（80.4%）であった。90%以上確認したと回答したのは 44 事業者（86.3%）、80%以上確認は 47 事業者（92.2%）であった（問 2-5(1)）。（注：合法性確認した割合が無記入であったのは 5 事業者であった。）

これら国産材取扱事業者（51 事業者）のうち、合法性確認に至らないものがあつたと回答したのは 9 事業者（17.6%）であった。合法性確認のとれなかった割合については、5%以下が 2 事業者、6～30%が 5 事業者、100%が 1 事業者、不明が 1 事業者となっていた（問 2-5）。

これら 9 事業者の合法性確認に至らなかった理由（1 事業者 3 事例まで回答可）としては、「合法性確認のための書類が入手できない」（12 事例、7 事業者）、「流通経路を把握できない」（2 事例、2 事業者）、「合法性確認のための書類の信頼性があるか確認できない」（1 事例）、「森林施業経営計画にあてはまらない」（1 事例）、「地元の山の地主、または造園業の方が有価で持ち込むため」（1 事例）、などが挙げられていた（問 2-6(1)）。日本国内では書類の信頼性や流通経路の把握に関してはさほど問題はないが、関連書類が入手できない場合がいくらか見られることが分かった。書類の入手ができないのは、業界団体に所属していない林家などの取引先が書類の発行に対応していない場合もあるためと考えられる。

合法性確認に至らなかった場合の対応（複数回答可）については、「調達先への注意喚起」（9 事例、4 事業者）が最も多く、「調達先と改善措置を決めて取引を継続」（3 事例、1 事業所）との事例が続いた（問 2-6(2)）。

輸入材（問 2-7、2-8）

輸入材取扱事業者（39 事業者）のうち、取り扱った木材・木製品のすべてについて合法性確認したのは 28 事業者（72.0%）であった。90%以上確認したと回答したのは 32 事業者（82.1%）、80%以上確認も 32 事業者（82.1%）であった（問 2-7(1)）。（注：合法性確認した割合が無記入であったのは 4 事業者であった。）

合法性を確認した割合は 80%以上であると回答した事業者は、国産材、輸入材取扱のいずれの事業者も 8 割を超えていた。前回のアンケートとほぼ同じ結果であった。

これら輸入材取扱事業者（39 事業者）のうち、合法性確認に至らないものがあつたと回答したのは 8 事業者（20.5%）であった。そして、合法性確認に至らなかった割合については、5%以下が 3 事業者、6～30%が 2 事業者、30%以上が 2 事業者、不明が 1 事業者となっていた（問 2-7）。

また、これらのうち、4 事業者は複数の製品について合法性確認ができなかったとしている。

合法性確認に至らないものがあつたと回答した 8 事業者の具体例（1 事業者 3 事例まで回答可）は、以下のようにまとめられた（問 2-8(1)）。まず、伐採国または加工国は、中国 8 件、ロシア 4 件、ベトナム 3 件、タイ 1 件、インドネシア 1 件、アメリカ 1 件、ルーマニア 1 件であった。中国に関しては 8 件中 4 件がポプラの合法性確認ができていなかった。日本の国別木材輸入割合（2018 年度）は多い順に、アメリカ 8.6%、

ベトナム 8.1%、欧州 8.0%、カナダ 7.7%、オーストラリア 6.3%、チリ 5.5%、インドネシア 3.8%、マレーシア 3.4%、ロシア 3.3%、中国 2.6%と続いている（令和元年森林・林業白書）。この割合に比して、中国、ロシアからの木材について合法性の確認に至っていない件数が相対的に多いことが分かる。

さらに、合法性確認に至らなかった場合について製品別にみると、単板積層材が 2 件あり、各製品のなかでの確認に至らなかった割合は、98%、100%などと極端に高くなっていた（問 2-7）。その他の製品については、合法性確認に至らなかった割合が 10%未満であるケースがほとんどであった。

また、これら 8 事業者の合法性確認に至らなかった理由（1 事業者 3 事例まで回答可）としては、国産材の場合と同様、「合法性確認のための書類が入手できない」との回答が 15 事例、6 事業者と最も多く、「書類の信頼性」についての問題を挙げている回答は 8 事例、4 事業者、「流通経路を把握できない」との回答は 4 事例、3 事業者みられた（問 2-8(1)）。書類の信頼性や流通経路の把握に関して国産材の場合よりも問題となっていることが分かった。

合法性確認に至らなかった場合の対応（複数回答可）については、「調達先への注意喚起」のうえで「改善措置を決めて取引を継続している、もしくは改善措置待ちである」というケースが最も多かった（7 事例、3 事業者）（問 2-8(2)）。その場合の改善措置としては、すべての事例で「必要書類の提出要請」が挙げられていた。その他の措置として、「現地でリスク評価を実施する」との回答は 1 事業者にとどまった。また、「調達先への注意喚起」のうえで、「今後、その調達先と取引を行わない」としたケースは 2 事例、1 事業者であった。

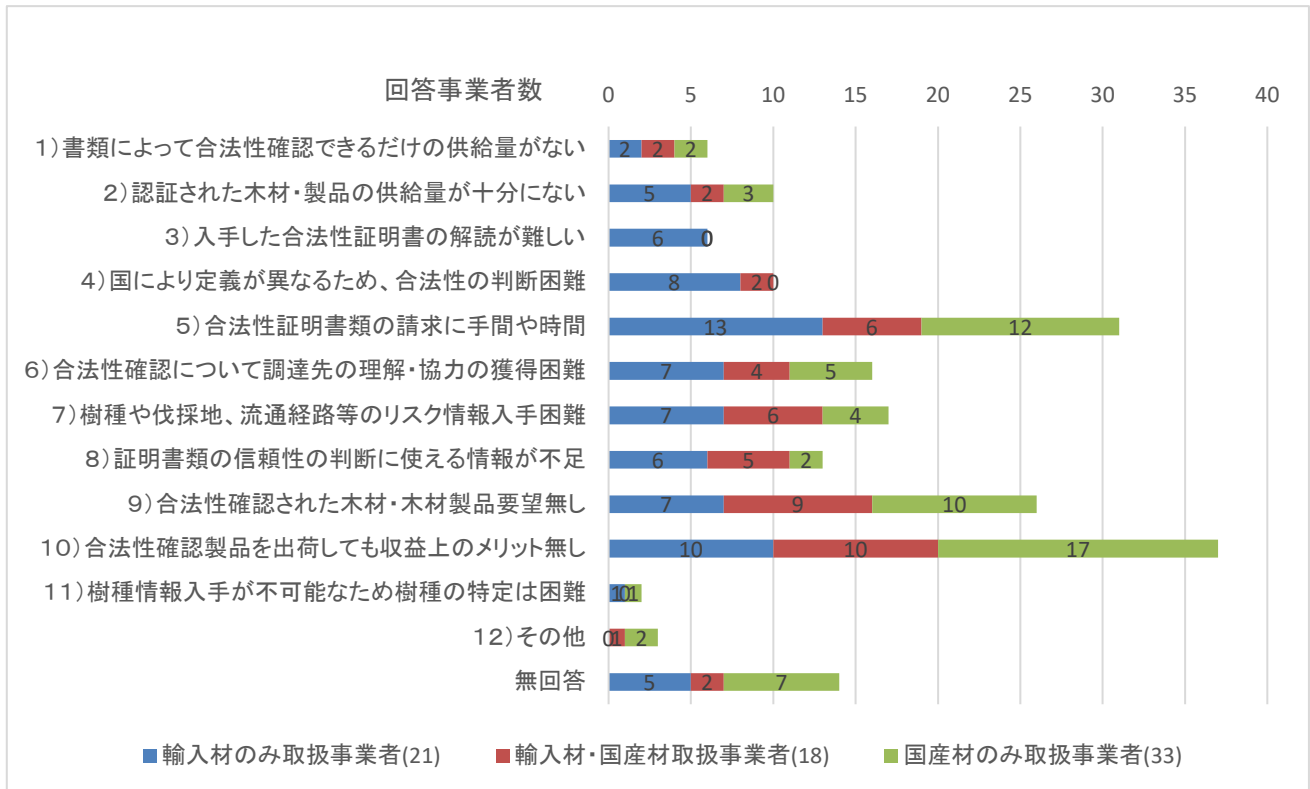
なお、合法性確認ができなかったケースが、取扱い上位 5 位に入っていないものであったというケースもみられた。

(7) 合法性確認の課題・問題点（問 2-9）

合法性確認の際の課題・問題点（複数回答可）については、「合法性確認された製品を出荷しても収益上のメリットがない」との回答が最も多く（37 件、51.4%）、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」（31 件、43.1%）、「合法性確認された木材・木材製品の要望がない」（26 件、36.1%）が続いた。これらの 3 項目が他の項目を引き離して多くなっていた（グラフ 7）。

つまり、合法性確認に時間や手間をかけているにもかかわらず、取引先の要望がない、あるいは収益上のメリットがないとして、合法性確認作業をコストに見合わない負担と感じている事業者が少なからずいることが分かった。

グラフ 7: 合法性確認の課題・問題点 (N=72、複数回答可)



輸入材のみを扱った事業者に絞ってその特徴をみると、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(13 件、61.9%) ことが問題であると考えている事業者がやや多かった。ただ、項目全般にわたってある程度の回答があり、どの項目についても問題と考えている事業者が一定程度存在していることがわかった。

一方、国産材のみを扱った事業者が指摘する課題・問題点の上位 3 位は、「合法性確認された製品を出荷しても収益上のメリットがない」(17 件、51.5%)、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(12 件、36.4%)、「合法性確認された木材・木材製品の要望がない」(10 件、30.3%) の 3 項目であり、その他の項目については指摘が低くなっていた。

以上から、輸入材のみ取扱事業者は項目全般にわたって課題・問題であると考えている傾向にあるが、国産材のみ取扱事業者にとっては、手間や時間がかかる割には、合法木材の要望がなく、合法性確認作業が収益上のメリットにつながりにくいことを問題として考えている傾向にあることが分かった。

また、両グループの共通点としては、「書類によって合法性確認できるだけの供給量が十分でない」との回答が少なくなっており、全体で 6 事業者 (8.3%) であった。これは、合法性確認された木材の割合が高くなっている (問 2-5、問 2-7) ことと一致する。また、大部分の事業者にとって、「樹種情報の入手が不可能なために樹種の特定は困難である」との状況にはないことも分かった。

なお、樹種情報に関しては、複数の樹種で構成されている製品の場合、樹種に関する証明書は入手しているため製品としての報告だけでよいのではないかとの提案が 1 件、納入先によっては樹種を区別していないため集計ができない場合があるとの指摘が 1 件あった (項目 11 自由記入)。

このほかの自由回答としては、「素材市場 (丸太) の場合、役場も合法性の確認を確実にしてもらい迅速に行ってほしい」、「合法木材の製品に対する需要はなく、価格が安いことが最優先される」と、項目 5 や項目 9 に関わる内容の記述 2 件と、「クリーンウッド法が国内林業の健全な発展につながるものとしてこれを遵守

しているが、国内林業が担い手問題や所有者不明の森林増加などのために、そもそも素材生産が困難になるのではないか」との国内林業の問題に関する指摘1件があった（項目12自由記入）。

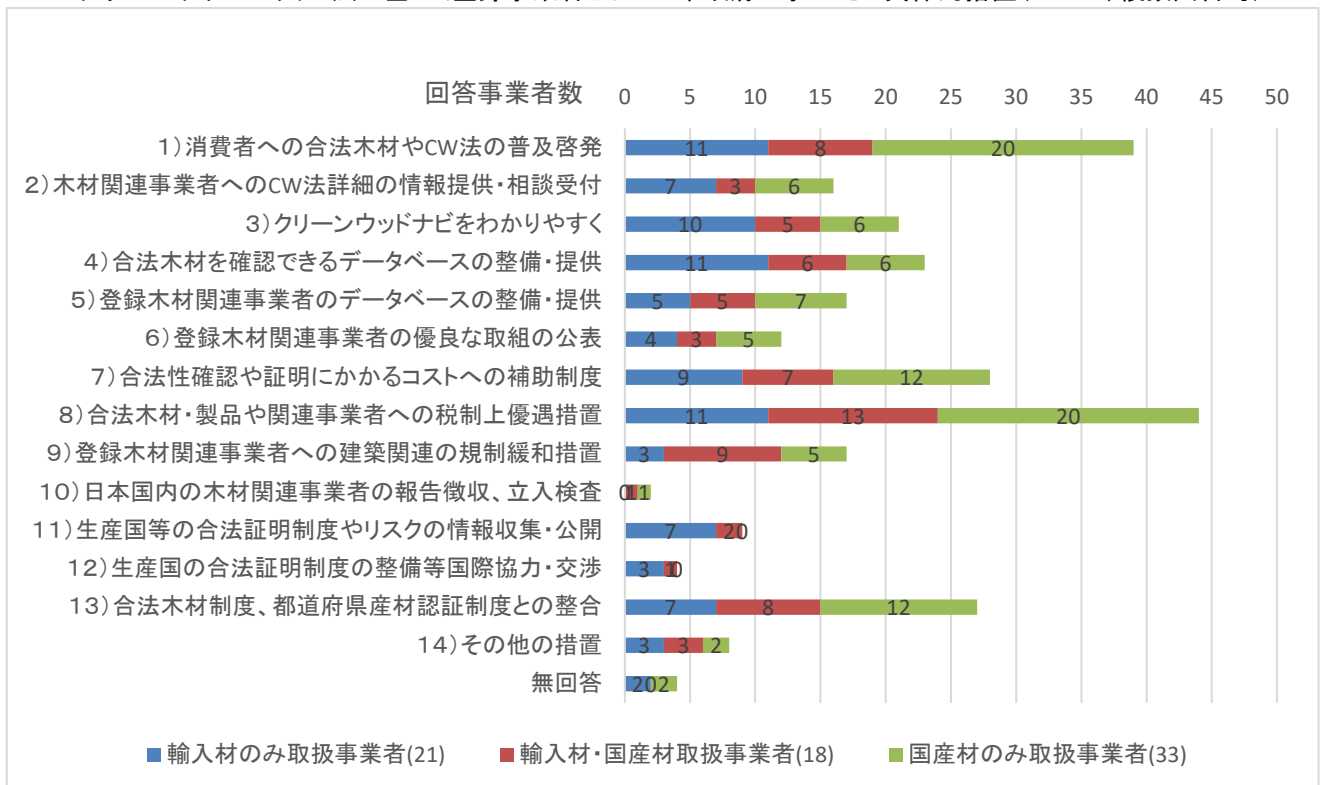
(8) 日本政府や環境団体への要望（問3-1）

日本政府への要望として多かったのは、「合法木材・木材製品や関連事業者への税制上の優遇措置」（44件、61.1%）、「消費者への合法木材やクリーンウッド法の普及啓発」（39件、54.2%）であった（複数回答可）（グラフ8）。これらの2項目は、輸入材のみ取扱事業者、国産材のみ取扱事業者のいずれも、もっとも多い要望となっていた。

これら2項目に続いて、「合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度」（28件、38.9%）、「クリーンウッド法と合法木材制度、都道府県産材認証制度との整合性」（27件、37.5%）の要望が多くなっていた。

クリーンウッド法について消費者への普及啓発の要望や、税制上の優遇措置やコストの補助制度への要望が多いのは、クリーンウッド法を遵守して合法木材であるとの証明に時間と費用をかけても、合法木材の需要が少なく、価格が安いことが最優先される、それに見合うだけの収益上のメリットが得られない等の理由によると考えられる。

グラフ8: クリーンウッド法に基づく登録事業者として日本政府に求めたい具体的措置 (N=72、複数回答可)



輸入材のみ取扱事業者の要望をみると、多くの項目に一定程度の要望があった。このように要望が多様であるのは、取り扱っている輸入材の種類や取引先の国の違い等によってさまざまに異なるためと考えられる。

複数の項目に一定程度の要望があるなかで、要望がやや多い項目は、「普及啓発」（11件、52.4%）、「税制上の優遇措置」（11件、52.4%）、「合法性確認・合法性証明にかかるコストへの補助制度」（9件、42.9%）に加え、「合法木材を確認できるデータベースの整備・提供」（11件、52.4%）、「クリーンウッドナビをわかりやすく」（10件、47.6%）であった。

なお、「生産国等における合法証明制度やリスク情報に関する情報収集・公開」への要望は9件（12.5%）

あり、情報収集・公開を要望する生産国としては、中国（4件）、ロシア（3件）、ベトナム（1件）、東南アジア（1件）が挙がっていた。このうち中国、ロシア、ベトナムは、問 2-7 で合法性確認ができなかった伐採国として上位3位に挙げられていた3か国と同じであった。

(9) 政府への要望や提案（問 3-1、問 3-2）

表 8: 政府への要望や提案

第一種登録事業者がメリットを得られるような施策への要望・提案
<ul style="list-style-type: none"> ・SGEC 認証に毎年 60 万円程度の維持費をかけているが、かかったコストと労力を材価に転嫁もできていない。クリーンウッド法も同じで何らかの優遇措置を検討してほしい。 ・諸外国に対して日本のクリーンウッド法に基づく合法材を PR してほしい。 ・諸外国に負けない生産力を持っている日本国内の林業をより持続可能な事業とするため、合法性の確認に関する監査の強化と並行して、安定した素材生産と再造林を行っていけるような法体制の整備と予算を取ってほしい。 ・環境問題や合法性に対応するために、非森林地(農地)で生産された植林木の使用を高めたいが過去に実績がないという理由のためか、輸入関税が希少天然材料より高かったり、製品の JAS 認定が取れにくい。改善を希望。 ・消費者への普及啓発と併せて、登録事業者への情報提供や取り組みをウェブ以外でも発信してほしい。 ・登録事業者がよりメリットを感じられる取り組み・働きかけを行ってほしい。
事業者が重荷に感じる手間やコストについて
<ul style="list-style-type: none"> ・年度報告の簡素化。 ・途上国によってはその費用を拠出できない場合もあるなかで、FSCを偏重するのは疑問。 ・合法認定、認証等の種類が多すぎる。海外認証含め 1 本化を希望。(2 社)
違法材流入に歯止めをかけるための制度改善
<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンウッド法登録は努力義務でなく、一次輸入業者は義務化する法律に改正すべき。(2 社) ・合法が確認できないものの流通を禁止してほしい。違反には罰則を定めてほしい。(2 社) ・第二種事業者からの協力が得にくく、合法性確認対象を第一種事業者に限定してほしい。
環境団体への要望
<ul style="list-style-type: none"> ・活動に関する情報が入ってこないので広く周知してほしい。 ・リスク評価を実施するための具体的な方法のコンサルティングを希望。 ・今後も、出来るだけ様々な分野・業界・団体の視点からの意見を聞く機会を多く作ってほしい。

以上